

諮問番号：諮問第 131 号

答申番号：答申第 131 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「政令」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、●●病院で統合失調症と診断され、眠れない。

イライラし不眠が続いていた。近いと思い、●●病院に変わったが、●●病院の先生の診断をばかにしたように「薬が軽い」と言われ、「弱い薬を飲んでいる」と言われ、どんどん強い薬を出された。

しかし、私はそれでも眠れず、なぜ●●病院から●●病院に診断中にもかかわらず、2 級から 3 級に落とされたのか、本件処分には納得できない。

自殺願望もあり、幻聴、幻覚も激しいのに先生は答えてくれない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について、総合的に判断すると、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準（以下「判定基準」という。）」の障害等級 3 級に該当すると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにある。

判定基準では、障害等級の判定は、(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3) 能力障害(活動制限)の状態の確認、(4) 精神障害の程度の総合判定という順を追って行われ、判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応することとされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

1 精神疾患の存在

診断書の記載から、器質性精神障害の存在が認められる。

2 精神疾患(機能障害)の状態

主たる精神障害である器質性精神障害の状態については、診断書③、④及び⑤の記載から、判定基準の3級の「記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの」に該当するものと判断するのが相当である。

3 能力障害(活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」において、8項目中7項目が「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」と判定されており、判定基準の3級の状態に相当する。また、1項目は「自発的にできる」と判定されている。

さらに、同欄の「3 日常生活能力の程度」から、障害等級の程度は、「(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」が選択されており、「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」によると、「おおむね3級程度」となる。

なお、同欄の「1 現在の生活環境」の記載から、単身での在宅生活が維持できている状況にあることが認められる。

以上から、能力障害(活動制限)の状態は、3級の状態であると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

上記から審査請求人の障害等級について、総合的に判定すると、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えること

を必要とする程度のもの」(3級)と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

その他本件処分について違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年6月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年8月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものである。処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸